

東京都知事 殿

企業等の所在地  
企業等の名称  
代表者職・氏名

印

夏季休暇（休日） 制度確認書

夏季休暇（休日）制度の有無等は以下のとおりです。

<p>1 夏季休暇（休日） 制度の有無 及び名称等</p>	<p>※下記(1)～(3)のうち、該当するいずれか1つの□に✓を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 制度が有る</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 名称に「夏季」を表す文言は含まないが、 取得期間が夏季期間中の休暇（休日）制度が有る (*夏季とは7月～9月とし、一部期間でも取得期間に 含まれている場合は該当する。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 制度が無い</p> <p>【夏季休暇（休日）制度が定められている就業規則の条番号】</p> <table border="1"> <tr> <td>条番号</td> <td>夏季休暇（休日）の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>( ) 条</td> <td></td> <td>※下部注意事項を参照</td> </tr> </table>	条番号	夏季休暇（休日）の名称		( ) 条		※下部注意事項を参照
条番号	夏季休暇（休日）の名称						
( ) 条		※下部注意事項を参照					
<p>2 取得日の決定 方法</p>	<p>※上記1で(1)(2)の場合のみ、いずれか該当する□に✓を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 会社（使用者）が取得日を指定 ⇒この場合、「柔軟に取得できる夏季休暇制度」は未導入</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員からの取得希望日の申請に基づいて取得日を決定 ⇒この場合、「柔軟に取得できる夏季休暇制度」は導入済 ※本制度の整備に取り組むことはできません。</p>						

※注意事項

就業規則において「休日」として定めている場合（「休日」の条文中に「夏季休暇（休日）」が含まれている場合）は、名称が「夏季休暇」となっても休日とみなします。本制度に取り組む前にすでに「休日」として「夏季休暇（休日）」を定め、これを従業員からの申請に基づく特別休暇に変更することにより、休日数が減少する場合は本制度の奨励対象外となりますのでご注意ください。